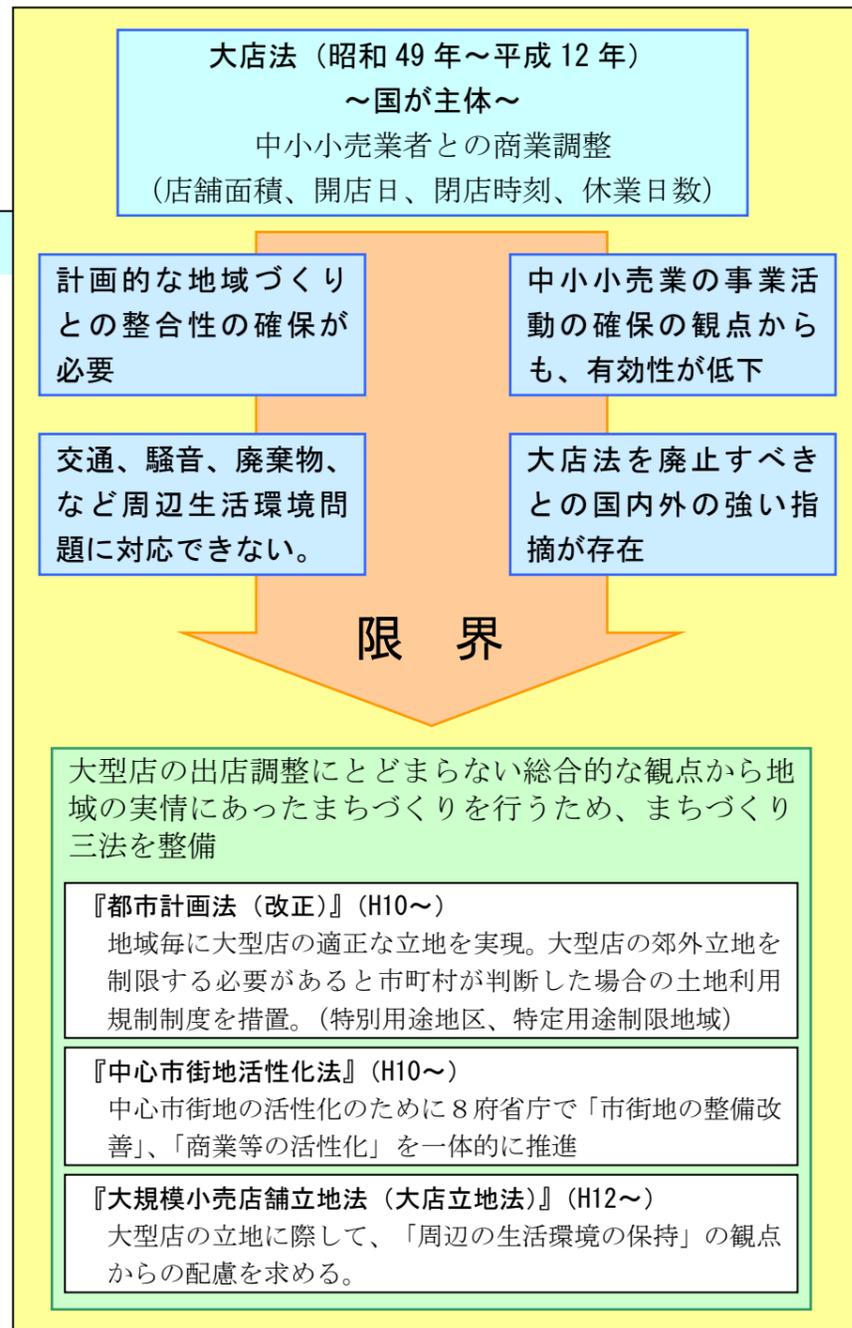
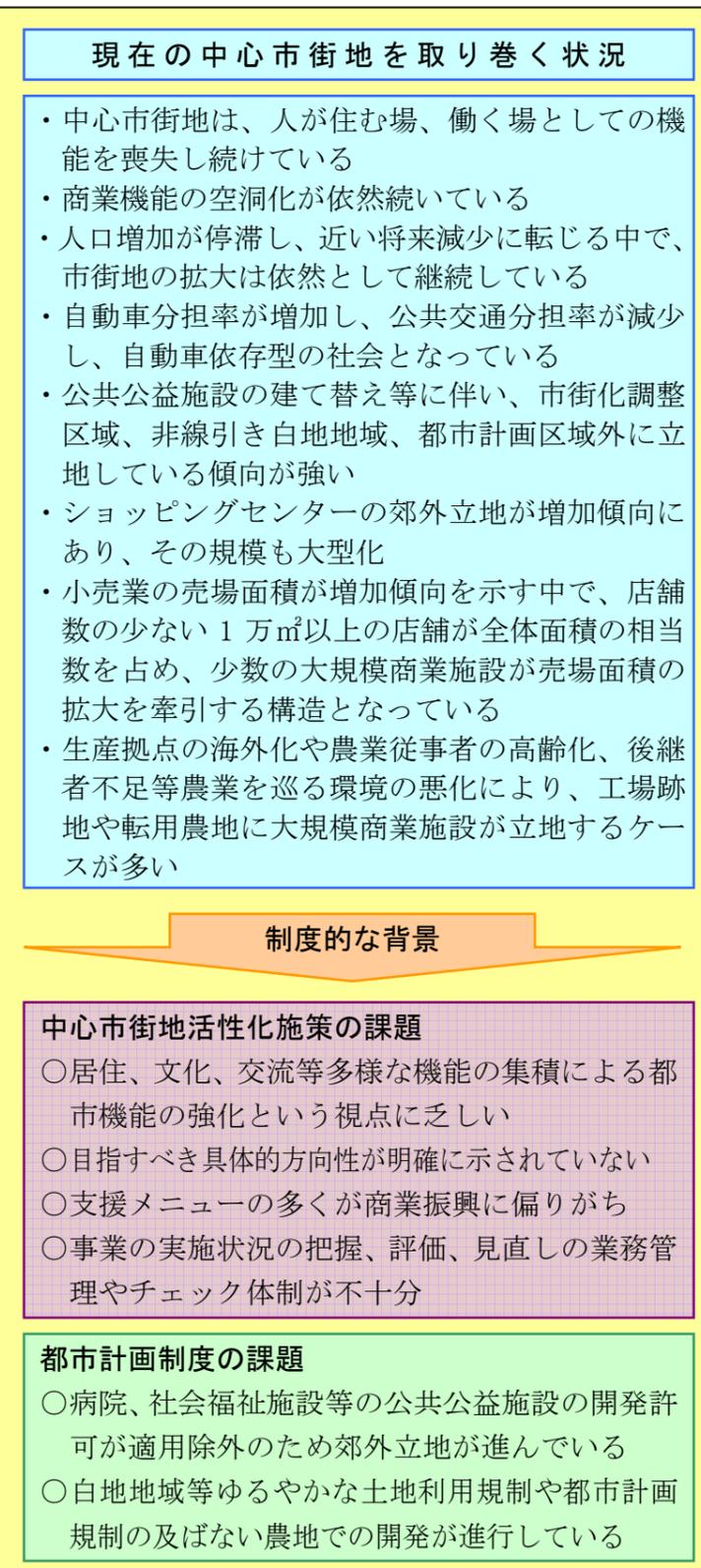


(1) まちづくり三法制定の背景



しかし、三法制定後も中心市街地の衰退傾向は止まらず、人が住む場、働く場としての機能を喪失し、市街地の拡大が依然として続いている。

(2) まちづくり三法見直しの背景と改正の概要



具体的には

現行まちづくり三法の改正

■中心市街地活性化法の改正

●目的

少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

●基本理念

地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地域の関係者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取組み、それに対し、国が集中的かつ効果的に支援を行う。

●改正の主な内容

1. 中心市街地活性化に関する基本理念、責務規定の創設
2. 市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設 (認定基本計画)
3. 民間主導による多様な主体の参画 (中心市街地活性化協議会の法制化)
4. 計画期間の設定
5. フォローアップ体制の整備
6. 都市福利施設、住宅等の整備に関する事業の追加及び支援措置の拡充
7. 中心市街地での大規模小売店舗立地手続きの簡素化 など

あわせて都市機能の適正立地に向けた制度の見直し

■都市計画法等の改正

- 大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し
- 病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とする